

令和2年11月26日提出

令和2年12月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和２年１２月市議会定例会議案参考資料目録（その２）

議 案 番 号	件 名	頁
議案第１００号	人権擁護委員候補者の履歴事項	１
議案第１０１号	人権擁護委員候補者の履歴事項	２
議案第１０２号	人権擁護委員候補者の履歴事項	４
議案第１０３号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	５
議案第１０４号	木更津市職員等の旅費に関する条例の新旧対照表	９
議案第１０５号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表	１０
議案第１０６号	木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１２
議案第１０７号	木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の新旧対照表	１４
議案第１０８号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	１７
議案第１０９号	貸付理由等概要	２０
議案第１１０号	貸付理由等概要	２１
議案第１１１号	木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表	２２

議案第 1 1 2 号 から 議案第 1 1 4 号 まで	木更津市民総合福祉会館、木更津市身体障害者福祉センター及び木更津市老人福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要	2 4
議案第 1 1 2 号	木更津市民総合福祉会館指定管理者候補者選定評価結果表	2 6
議案第 1 1 3 号	木更津市身体障害者福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表	2 7
議案第 1 1 4 号	木更津市老人福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表	2 8
議案第 1 1 5 号	木更津市霊園の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市霊園指定管理者候補者選定評価結果表	2 9
議案第 1 1 6 号	木更津市火葬場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市火葬場指定管理者候補者選定評価結果表	3 1
議案第 1 1 7 号	木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者候補者選定評価結果表	3 4
議案第 1 1 8 号	認定する市道路線の位置図	3 6

新旧対照表

○議案第103号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略

新旧対照表

○議案第103号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

新旧対照表

○議案第103号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

新旧対照表

○議案第103号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 略	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。<u>この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u> 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、<u>給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u> 2・3 略

新旧対照表

○議案第104号 木更津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員等の旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第11号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 赴任 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となつたものその他市長が定める職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 (4)～(6) 略 2・3 略	木更津市職員等の旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第11号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁に旅行することをいう。 (4)～(6) 略 2・3 略

新旧対照表

○議案第105号 木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。) <u>(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (ウ) 略 イ・ウ 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 <u>(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。)</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日 <u>(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)</u> までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 略 イ・ウ 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休

該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく特別休暇（職員の出産の特別休暇に限る。）の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 略 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の5 略</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8) 略	業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく特別休暇（職員の出産の特別休暇に限る。）の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3) 略 （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の4 略</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。 (8) 略
---	---

新旧対照表

○議案第106号 木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																								
木更津市霊園の設置及び管理に関する条例 昭和63年3月29日 条例第3号 (一般墓地の種類・区画面積) 第10条 一般墓地の種類及び区画面積は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>種類</th><th>区画面積</th></tr> <tr> <td>普通墓地</td><td>1. 5平方メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>2平方メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>3平方メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>芝生墓地</td><td>3平方メートル</td></tr> </table> (一般墓地の使用料) 第18条 一般墓地の使用料は、次に掲げるものとし、使用許可の際これを徴収する。<u>この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係る使用料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。</u> (1)・(2) 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、第15条第1項又は第2項の規定により使用権を承継した場合又は使用権を引継いだ場合は、使用料を徴収しない。</u> (一般墓地の管理手数料) 第22条 使用者は、霊園の清掃（墓石は除く。）及び共通施設の維持管理費として、使用面積1平方メートルにつき年800円の管理手数料を納付しなければならない。<u>この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係る管理手数料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。</u> 2 略 (合葬式墓地の使用者の資格) 第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	種類	区画面積	普通墓地	1. 5平方メートル		2平方メートル		3平方メートル		略	芝生墓地	3平方メートル	木更津市霊園の設置及び管理に関する条例 昭和63年3月29日 条例第3号 (一般墓地の種類・区画面積) 第10条 一般墓地の種類及び区画面積は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>種類</th><th>区画面積</th></tr> <tr> <td>普通墓地</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>3平方メートル</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>芝生墓地</td><td>3平方メートル</td></tr> </table> (一般墓地の使用料) 第18条 一般墓地の使用料は、次に掲げるものとし、使用許可の際これを徴収する。<u>ただし、第15条第1項又は第2項の規定により使用権を承継した場合又は使用権を引継いだ場合は、使用料を徴収しない。</u> (1)・(2) 略 (一般墓地の管理手数料) 第22条 使用者は、霊園の清掃（墓石は除く。）及び共通施設の維持管理費として、使用面積1平方メートルにつき年800円の管理手数料を納付しなければならない。 2 略 (合葬式墓地の使用者の資格) 第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、<u>現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u>	種類	区画面積	普通墓地					3平方メートル		略	芝生墓地	3平方メートル
種類	区画面積																								
普通墓地	1. 5平方メートル																								
	2平方メートル																								
	3平方メートル																								
	略																								
芝生墓地	3平方メートル																								
種類	区画面積																								
普通墓地																									
	3平方メートル																								
	略																								
芝生墓地	3平方メートル																								

(1) <u>現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの</u> <u>ア・イ 略</u> (2) 焼骨（生前に本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨であつて、次条第1項の許可の申請以前に墓地に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものに限る。）を所持している者で、<u>次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの</u> <u>イ 申請に係る焼骨につき戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する死亡の届出義務者となる者及び同条第2項に掲げる者に該当するもの（合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるものを除く。）</u> (3) 略 2 略	(1) <u>本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの</u> <u>ア・イ 略</u> (2) 焼骨（生前に本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨であつて、次条第1項の許可の申請以前に墓地に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものに限る。）を所持している者で、<u>合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの。</u> (3) 略 2 略
--	---

新旧対照表

○議案第107号 木更津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市道の構造の技術的基準を定める条例 平成24年12月19日 条例第37号 (用語の定義) 第2条 略 2 この条例において、「歩道」、「自転車道」、「自転車歩行者道」、「車道」、「車線」、「付加追越車線」、「登坂車線」、「屈折車線」、「変速車線」、「中央帯」、「副道」、「路肩」、「側帯」、「停車帯」、「<u>自転車通行帯</u>」、「交通島」、「植樹帯」、「路上施設」、「都市部」、「地方部」、「<u>計画交通量</u>」、「設計速度」及び「視距」の用語の意義は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）第2条に規定する当該用語の意義によるものとする。 (車線等) 第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{きく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 (副道) 第6条 略 2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (停車帯) 第8条 略 (<u>自転車通行帯</u>) 第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）</u>には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路に	木更津市道の構造の技術的基準を定める条例 平成24年12月19日 条例第37号 (用語の定義) 第2条 略 2 この条例において、「歩道」、「自転車道」、「自転車歩行者道」、「車道」、「車線」、「付加追越車線」、「登坂車線」、「屈折車線」、「変速車線」、「中央帯」、「副道」、「路肩」、「側帯」、「停車帯」、「交通島」、「植樹帯」、「路上施設」、「都市部」、「地方部」、「<u>交通計画量</u>」、「設計速度」及び「視距」の用語の意義は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）第2条に規定する当該用語の意義によるものとする。 (車線等) 第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{きく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 (副道) 第6条 略 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (停車帯) 第8条 略

あつては、<u>停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	
2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	
3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u>	
4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> (自転車道)	(自転車道)
第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>
3～5 略 (自転車歩行者道)	3～5 略 (自転車歩行者道)
第10条 <u>自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>	第10条 <u>自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>
2～4 略 (歩道)	2～4 略 (歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 略 （待避所） 第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 （1）・（2） 略 （3） 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。 （小区間改築の場合の特例） 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 略 （待避所） 第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 （1）・（2） 略 （3） 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。 （小区間改築の場合の特例） 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
--	--

新旧対照表

○議案第108号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号 (燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5 略 (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 (2)～(4) 略 (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号 (燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5 略 (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (8)～(12) 略 (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分という。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア 略 イ 異常な高温とならないこと。 ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 (17)・(18) 略 2 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、そ	(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 (7)～(11) 略 (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア 略 イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 (13)・(14) 略 2 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、そ
--	---

の旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) 略

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14) 略

(15) 水素ガスを充填する気球

の旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(14) 水素ガスを充てんする気球

1 貸付理由

富岡小学校跡地を公募により選定された株式会社コスモスイニシアに貸し付けるにあたり、里山エリアの観光促進、グランピングを中心としたアウトドアリゾート事業によって、地域の活性化を安定的に推進するためには、当該土地を適正な対価なくして貸し付ける必要があるため。

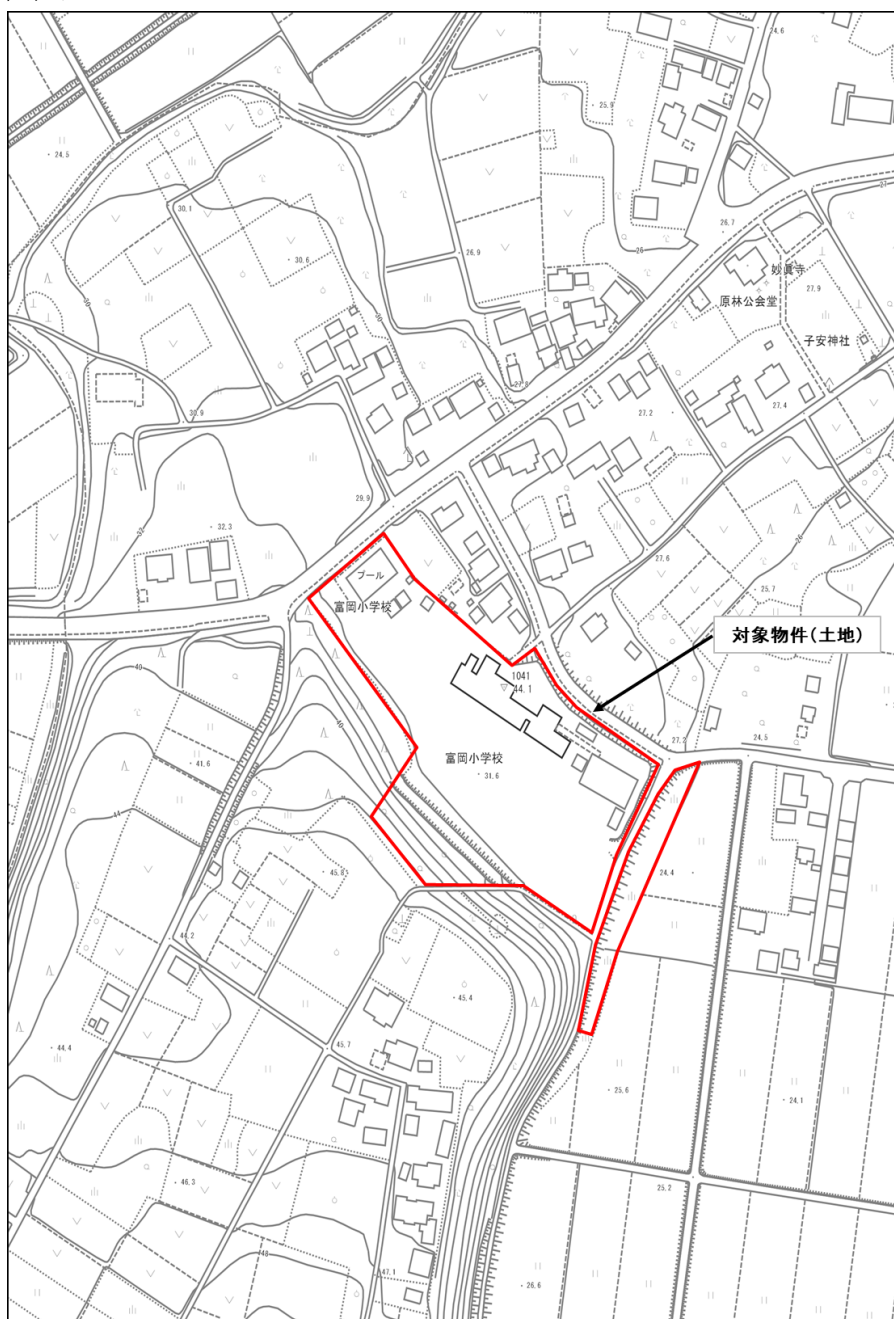
2 適正な貸付額

年額4, 891, 464円

3 用途地域

指定なし（市街化調整区域）

4 位置図



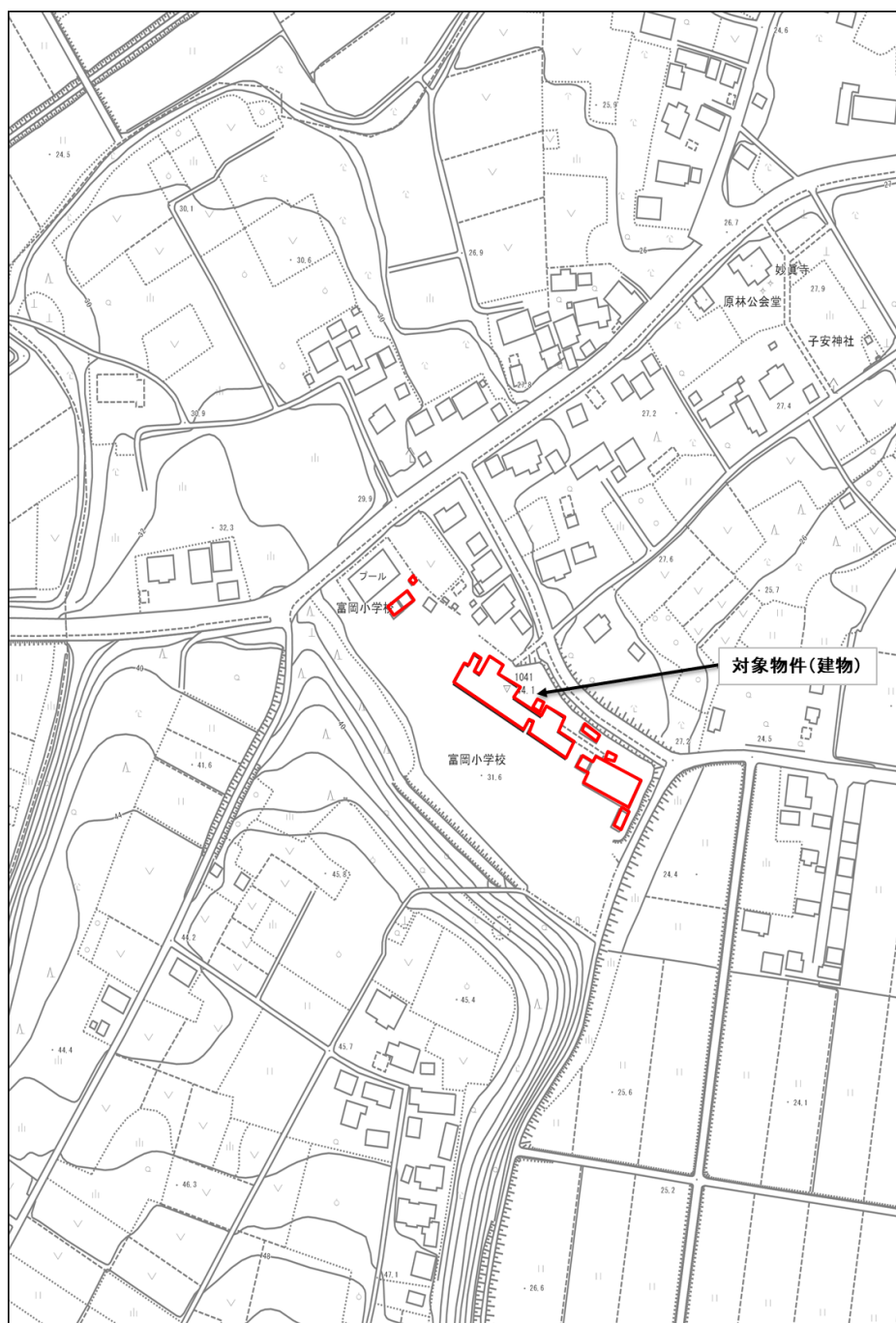
1 貸付理由

富岡小学校跡地を公募により選定された株式会社コスモスイニシアに貸し付けるにあたり、里山エリアの観光促進、グランピングを中心としたアウトドアリゾート事業によって、地域の活性化を安定的に推進するためには、当該建物を無償で貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額25,269,948円

3 位置図



議案第 1 1 1 号 (木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について)

木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都中央区八丁堀一丁目 2 番 8 号
名 称	友輪株式会社
代 表 者 名	代表取締役 田 雑 重信
設 立	平成 2 年 6 月 2 0 日
資 本 金	1 1, 0 0 0, 0 0 0 円
従 業 員 数	役員 4 名 職員 7 0 2 名
事 業 内 容	1 自転車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託 2 地方公共団体が行う放置自転車の撤去、移送、保管及び処分にかかる事業の受託 3 自転車駐車場管理要員の研修並びに研修用図書の作成及び販売 4 地域の自転車利用にかかる実態調査の受託並びに自転車駐車施設の整備及び改良に係る企画業務の委託 5 自転車、自動車駐車場の設置及び管理運営 6 自転車、自動車駐車場の設備機器等の販売及び仲介並びに斡旋等 7 自転車付属品の製造及び輸入並びに販売 8 人材派遣業務 9 警備業法に基づく警備業 1 0 自動車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託 1 1 不動産の売買、賃貸、管理 1 2 農産物の生産及び販売 1 3 再生可能エネルギーの販売等 1 4 前各号に附帯する一切の業務

木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	友輪(株)	団体A	団体B
1 事業計画に基づく管理により、 公の施設における利用者の平等な 利用の確保に配慮されたものであ ること(指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	90 点(10 点× 9 人)	70	54	54
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	90 点(10 点× 9 人)	65	51	57
	小 計	180 点(20 点× 9 人)	135	105	111
2 事業計画書の内容が施設の効 用を最大限に発揮するものである こと(指定手続等に関する条例第4 条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	45 点(5 点× 9 人)	32	29	29
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	45 点(5 点× 9 人)	34	29	31
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	45 点(5 点× 9 人)	31	27	28
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	45 点(5 点× 9 人)	35	31	32
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	45 点(5 点× 9 人)	36	27	30
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	45 点(5 点× 9 人)	34	30	27
	(7) 事業計画の実現可能性について	45 点(5 点× 9 人)	38	30	26
	小 計	315 点(35 点× 9 人)	240	203	203
3 申請団体が公の施設の管理を 安定して行う人員、資産その他の 経営の能力を有しており、又は確 保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条 第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	45 点(5 点× 9 人)	36	31	34
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	45 点(5 点× 9 人)	39	27	28
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)につ いて ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)	45 点(5 点× 9 人)	36	32	30
	(4) 団体の安定性、継続性について	90 点(10 点× 9 人)	69	59	45
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	45 点(5 点× 9 人)	32	31	28
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	45 点(5 点× 9 人)	34	32	27
	(7) 収支計画の実現可能性について	45 点(5 点× 9 人)	34	31	27
	小 計	360 点(40 点× 9 人)	280	243	219
4 その他別に定める基準(指定手 続等に関する条例第4条第1項第 3号)	(1) 社会的弱者への対応について	45 点(5 点× 9 人)	35	30	28
	小 計	45 点(5 点× 9 人)	35	30	28
合 計 点 数		900 点(100 点× 9 人)	690	581	561

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 513 点

- 議案第 1 1 2 号 (木更津市民総合福祉会館の指定管理者の指定について)
- 議案第 1 1 3 号 (木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について)
- 議案第 1 1 4 号 (木更津市老人福祉センターの指定管理者の指定について)

木更津市民総合福祉会館、木更津市身体障害者福祉センター及び木更津市老人福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

- 所 在 木更津市潮見二丁目 9 番地
- 名 称 社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
- 代 表 者 名 会長 滝口 君江
- 設 立 昭和 4 3 年 4 月 9 日
- 資産の総額 1 0 0 , 6 6 9 , 0 4 6 円
- 職 員 数 理事 1 2 名 監事 2 名 職員 5 9 名
- 目 的 木更津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- 事 業 内 容
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - 6 共同募金事業への協力
 - 7 福祉サービス利用援助事業
 - 8 成年後見制度に関する事業
 - 9 老人居宅介護等事業の経営
 - 1 0 障害福祉サービス事業の経営
 - 1 1 子育て援助活動支援事業の経営
 - 1 2 木更津市老人福祉センターの受託経営

- 1 3 木更津市身体障害者福祉センターの受託経営
- 1 4 生活福祉資金貸付事業
- 1 5 善意銀行貸付事業
- 1 6 心配ごと相談事業
- 1 7 学習支援事業
- 1 8 生活支援体制整備事業
- 1 9 コミュニティソーシャルワーカー事業
- 2 0 木更津市民総合福祉会館の受託経営
- 2 1 居宅生活支援事業
- 2 2 その他この法人の目的達成のため必要な事業

議案第 1 1 2 号 木更津市民総合福祉会館指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか 2)利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)施設の設置目的との適合性について 2)利用者に対するサービスの向上について 3)利用促進、利用者増への取組みについて 4)その他新規、魅力的な提案の有無について 5)施設の効率的運営、効率化への取組みについて 6)施設管理の安全性への配慮について 7)事業計画の実現可能性について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	1)施設管理への意欲、熱意について 2)類似施設等の管理運営実績等について 3)安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 4)団体の安定性、継続性について 5)団体の運営の透明性、公正性について 6)収入、支出の積算と管理計画の整合性について 7)収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	1)社会的弱者への対応について	9 人	0 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 1 1 3 号 木更津市身体障害者福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか 2)利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)施設の設置目的との適合性について 2)利用者に対するサービスの向上について 3)利用促進、利用者増への取組みについて 4)その他新規、魅力的な提案の有無について 5)施設の効率的運営、効率化への取組みについて 6)施設管理の安全性への配慮について 7)事業計画の実現可能性について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	1)施設管理への意欲、熱意について 2)類似施設等の管理運営実績等について 3)安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 4)団体の安定性、継続性について 5)団体の運営の透明性、公正性について 6)収入、支出の積算と管理計画の整合性について 7)収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	1)社会的弱者への対応について	9 人	0 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 1 1 4 号 木更津市老人福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか 2)利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)施設の設置目的との適合性について 2)利用者に対するサービスの向上について 3)利用促進、利用者増への取組みについて 4)その他新規、魅力的な提案の有無について 5)施設の効率的運営、効率化への取組みについて 6)施設管理の安全性への配慮について 7)事業計画の実現可能性について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	1)施設管理への意欲、熱意について 2)類似施設等の管理運営実績等について 3)安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 4)団体の安定性、継続性について 5)団体の運営の透明性、公正性について 6)収入、支出の積算と管理計画の整合性について 7)収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	1)社会的弱者への対応について	9 人	0 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 115 号 (木更津市霊園の指定管理者の指定について)

木更津市霊園の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	木更津市東太田四丁目 18 番 8 号
名 称	木更津造園建設業協同組合
代 表 者 名	代表理事 山田 孝雄
設 立	平成 6 年 5 月 11 日
払込済出資総額	4, 800, 000 円
事 業 内 容	1 組合員の行う造園工事の共同受注 2 組合員の取り扱う造園工事用資材の共同購買 3 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 4 組合員の福利厚生に関する事業 5 前各号の事業に附帯する事業

木更津市霊園指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	木更津造園建設業協同組合	団体A
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	70 点(10 点× 7 人)	49	55
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	70 点(10 点× 7 人)	41	44
	小 計	140 点(20 点× 7 人)	90	99
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	28 点(4 点× 7 人)	18	19
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	35 点(5 点× 7 人)	23	27
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	28 点(4 点× 7 人)	17	21
	(4) その他新規(自主事業)、魅力的な提案の有無について	28 点(4 点× 7 人)	19	18
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	35 点(5 点× 7 人)	25	25
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	28 点(4 点× 7 人)	16	18
	(7) 事業計画の実現可能性について	28 点(4 点× 7 人)	17	20
	(8) 指定管理料の相対的評価について	140 点(20 点× 7 人)	140	112
	(9) 防災、災害発生時の取組みについて	70 点(10 点× 7 人)	47	41
	小 計	420 点(60 点× 7 人)	322	301
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	35 点(5 点× 7 人)	28	25
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	35 点(5 点× 7 人)	22	25
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)	35 点(5 点× 7 人)	23	26
	(4) 団体の安定性、継続性について	70 点(10 点× 7 人)	50	47
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	35 点(5 点× 7 人)	24	23
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	35 点(5 点× 7 人)	24	26
	(7) 収支計画の実現可能性について	35 点(5 点× 7 人)	25	26
	小 計	280 点(40 点× 7 人)	196	198
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	70 点(10 点× 7 人)	46	43
	小 計	70 点(10 点× 7 人)	46	43
合 計 点 数		910 点(130 点× 7 人)	654	641

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 483 点

議案第 116 号 (木更津市火葬場の指定管理者の指定について)

木更津市火葬場の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	茨城県龍ケ崎市中根台四丁目 10 番地 1
名 称	タカラビルメン株式会社
代 表 者 名	代表取締役 中込 太郎
設 立	昭和 56 年 4 月 20 日
資 本 金	10,000,000 円
従 業 員 数	役員 9 名 従業員約 850 名
事 業 内 容	1 ビル総合維持管理に関するサービス業務 2 建物内外の清掃業務 3 電気・通信設備、空調設備、給排水設備、消防用設備、昇降機設備の運転、保守点検及び修理 4 建物・構築物の保全及び管理 5 建築及び設備工事の調査、企画、設計、監理、施工及び請負 6 貯水槽の清掃及び水質検査 7 害虫駆除消毒業務 8 警備業 9 駐車場管理業務 10 造園及び植栽の維持管理業務 11 一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務 12 一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業 13 労働者派遣事業 14 有料職業紹介業 15 受付案内・計算事務処理・一般事務処理・電話交換業務の請負 16 各種生産工場の製造過程における組立、検査、仕上、梱包作業等の請負 17 給食調理・食器洗浄業務 18 クリーニング及びリネンサプライ業務

- 1 9 葬儀、火葬業務
- 2 0 火葬炉設備の保守点検及び修理
- 2 1 環境衛生関連用品・資機材の販売及びレンタル
- 2 2 不動産の売買、賃貸及び管理
- 2 3 飲食店業
- 2 4 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 2 5 身体障害者福祉法に基づく身体障害者居宅生活支援事業、知的障害者福祉法に基づく知的障害者居宅生活支援事業及び児童福祉法に基づく児童居宅生活支援事業
- 2 6 地方公共団体から委託を受けた施設の管理及び運営
- 2 7 売店等の商業施設の経営及び管理
- 2 8 各種動産のリース、賃貸借、売買及び保守管理
- 2 9 石油製品の販売
- 3 0 液化石油ガス等の販売
- 3 1 電気の販売
- 3 2 コールセンター業務
- 3 3 前各号に関するコンサルティング業務
- 3 4 前各号に附帯する一切の業務

木更津市火葬場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	タカラビルメン (株)	団体A
1 事業計画に基づく管理により、 公の施設における利用者の平等 な利用の確保に配慮されたもので あること(指定手続等に関する条 例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	70 点(10 点× 7 人)	58	46
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	70 点(10 点× 7 人)	50	41
	小 計	140 点(20 点× 7 人)	108	87
2 事業計画書の内容が施設の効 用を最大限に発揮するものである こと(指定手続等に関する条例第 4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	28 点(4 点× 7 人)	22	18
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	35 点(5 点× 7 人)	28	24
	(3) 公衆衛生、感染症等への取組みについて	35 点(5 点× 7 人)	28	22
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	28 点(4 点× 7 人)	19	16
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	28 点(4 点× 7 人)	20	16
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	28 点(4 点× 7 人)	22	16
	(7) 事業計画の実現可能性について	28 点(4 点× 7 人)	21	15
	(8) 指定管理料の相対的評価について	140 点(20 点× 7 人)	133	140
	小 計	350 点(50 点× 7 人)	293	267
3 申請団体が公の施設の管理を 安定して行う人員、資産その他の 経営の能力を有しており、又は確 保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条 第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	35 点(5 点× 7 人)	29	26
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	35 点(5 点× 7 人)	32	23
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)につい て ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)	35 点(5 点× 7 人)	28	21
	(4) 団体の安定性、継続性について	70 点(10 点× 7 人)	53	38
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	35 点(5 点× 7 人)	25	23
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	35 点(5 点× 7 人)	27	22
	(7) 収支計画の実現可能性について	35 点(5 点× 7 人)	28	23
	小 計	280 点(40 点× 7 人)	222	176
4 その他別に定める基準(指定 手続等に関する条例第4条第1項 第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	70 点(10 点× 7 人)	47	41
	(2) 災害等緊急時の対応について	70 点(10 点× 7 人)	52	32
	小 計	140 点(20 点× 7 人)	99	73
合 計 点 数		910 点(130 点× 7 人)	722	603

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 483 点

議案第 1 1 7 号 (木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について)

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者に指定しようとする団体の
概要

所 在	木更津市真里谷 5 1 5 0 番地
名 称	一般社団法人城山会
代 表 者 名	代表理事 佐久間 政昭
設 立	平成 2 4 年 4 月 1 7 日
会 員 数	役員 5 名 社員 1 0 名
目 的	キャンプ場の管理運営を行い、もって青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図ることを目的とする。
事 業 内 容	1 キャンプ場施設の管理運営事業 2 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

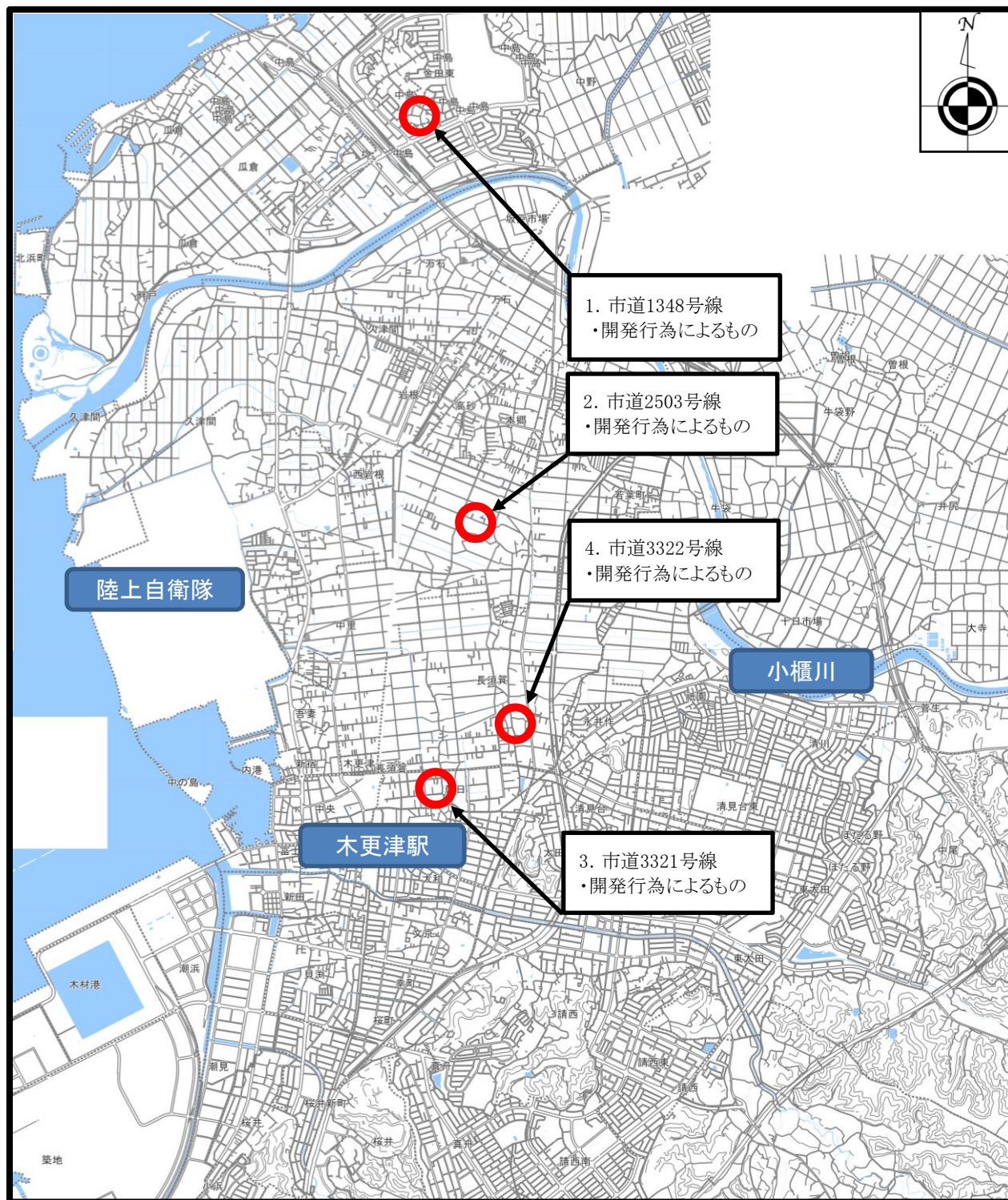
議案第 1 1 7 号 木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか 2)利用者の平等な利用の確保について	7 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	1)施設の設置目的との適合性について 2)利用者に対するサービスの向上について 3)利用促進、利用者増への取組みについて 4)その他新規、魅力的な提案の有無について 5)施設の効率的運営、効率化への取組みについて 6)施設管理の安全性への配慮について 7)事業計画の実現可能性について	7 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	1)施設管理への意欲、熱意について 2)類似施設等の管理運営実績等について 3)安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 4)団体の安定性、継続性について 5)団体の運営の透明性、公正性について 6)収入、支出の積算と管理計画の整合性について 7)収支計画の実現可能性について	7 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	1)社会的弱者への対応について	7 人	0 人
総合評価		7 人	0 人

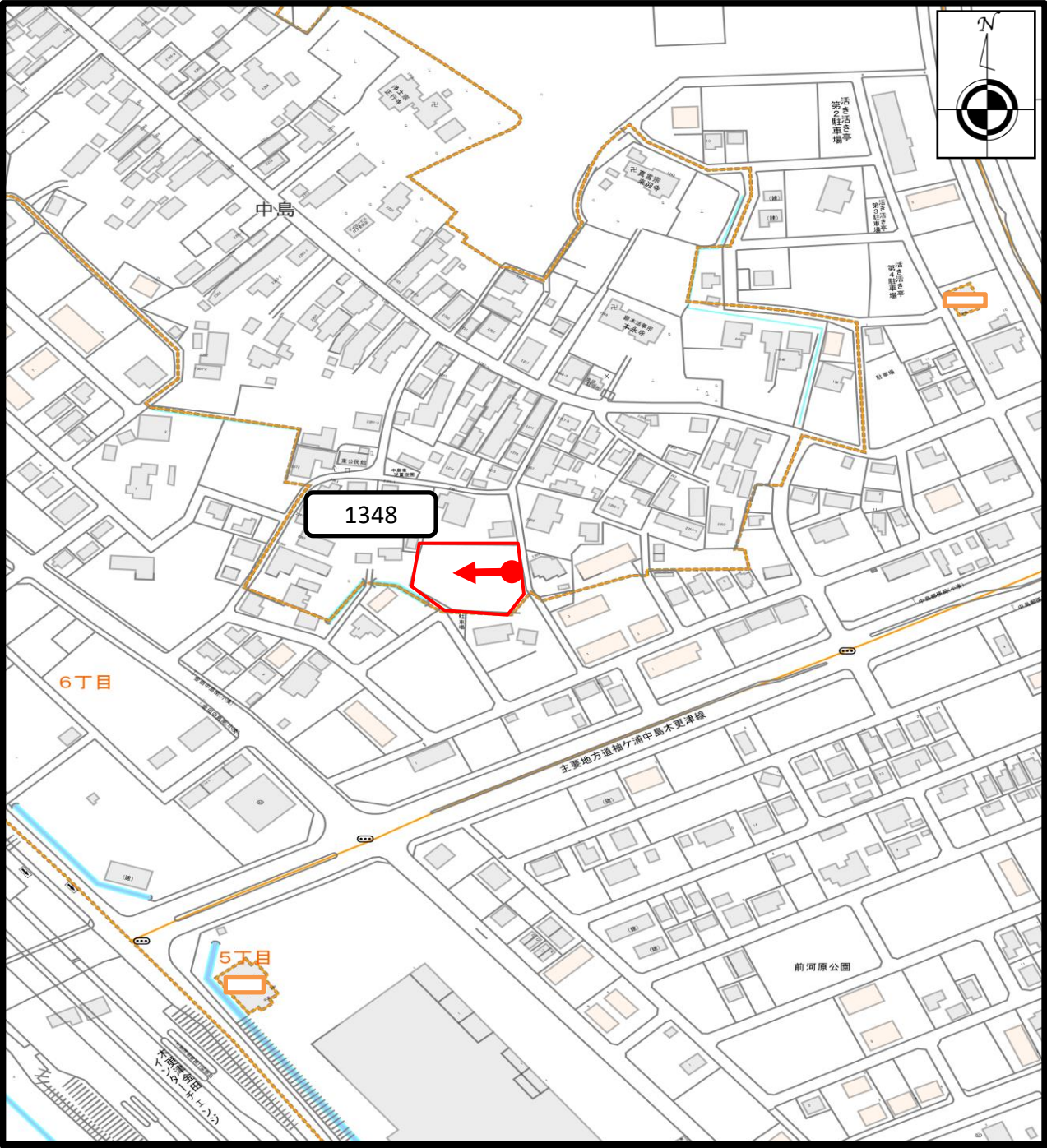
※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

認定する市道路線の位置図



1. 市道1348号線

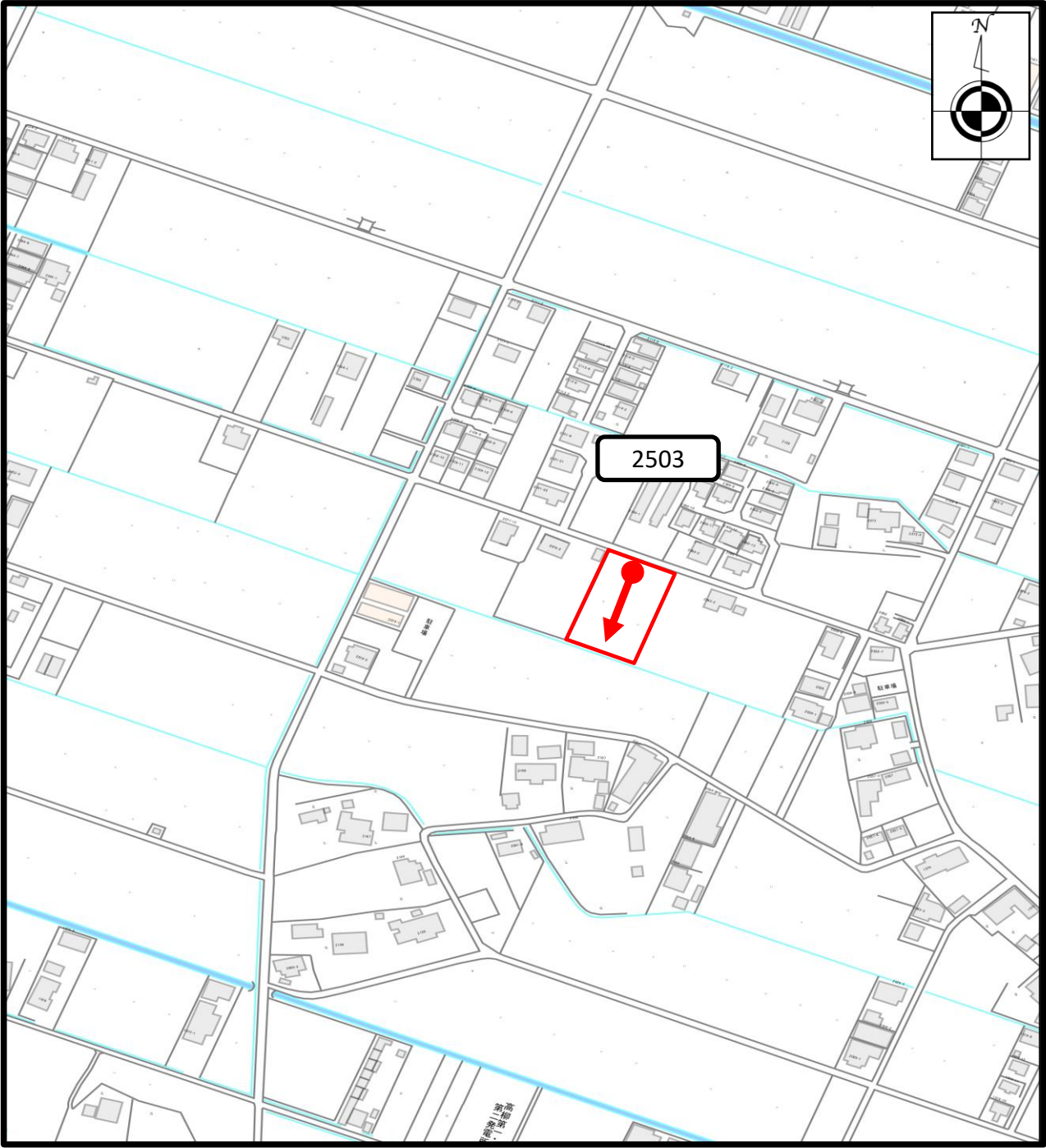


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	1348	37.6	5.0	9.3

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

2. 市道2503号線

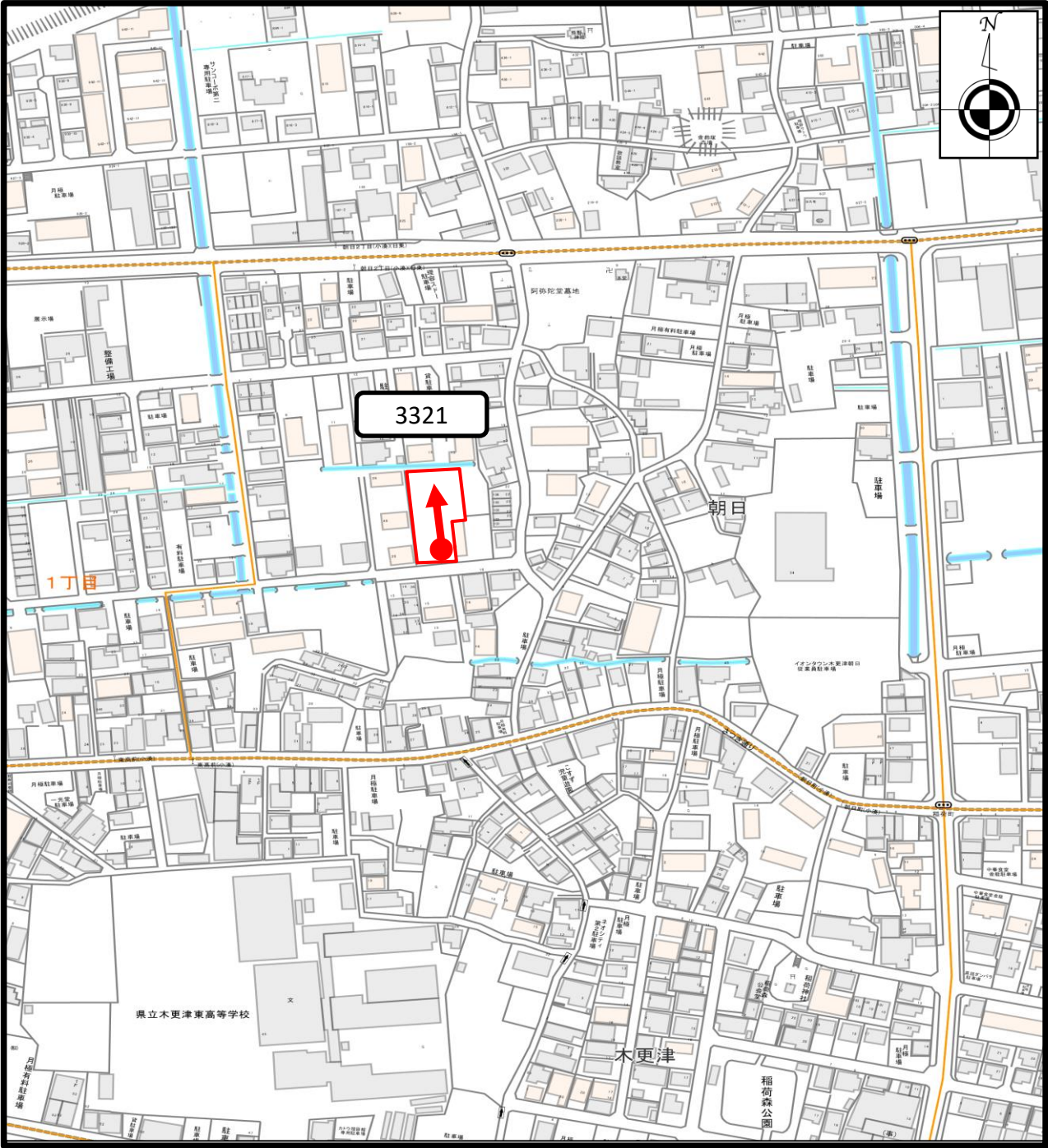


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2503	54.6	6.0	10.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

3. 市道3321号線

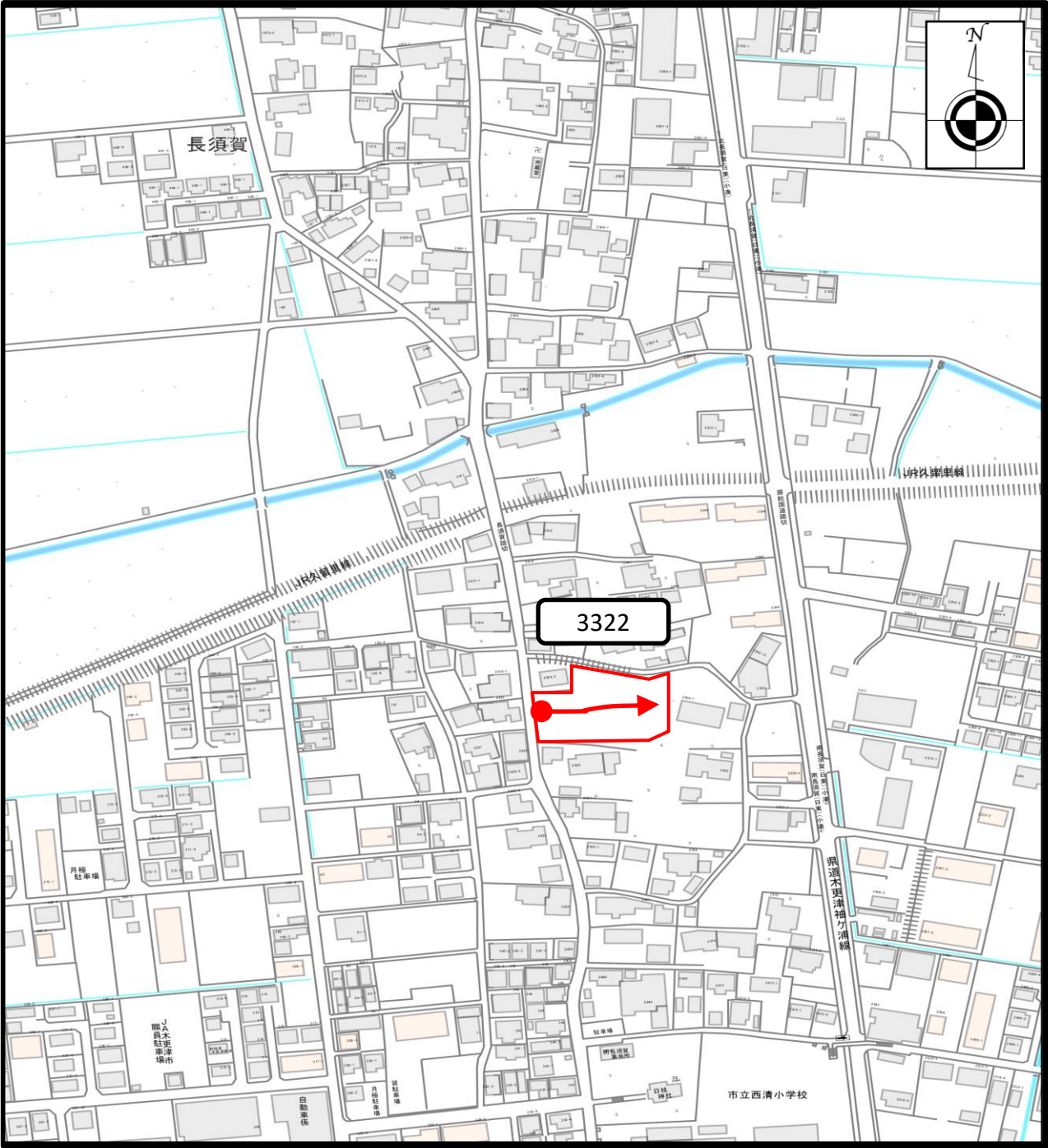


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	3321	44.8	5.0	9.5

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

4. 市道3322号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
4	3322	56.0	5.0	9.3

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点